

総基料第443号  
平成14年11月18日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 上野 至大 殿

総務省総合通信基盤局長  
鍋倉 眞

### GC/IC接続用回線の申込み結果等に係る報告について

標記に関しては、平成14年11月15日に情報通信審議会から「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について（GC/IC接続用回線の申込みルール等の見直しについて）」の諮問に対する答申において、別添のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講ずると共に、その講じた内容を報告されたい。

#### 記

- 1 協議の状況及び回線利用効率改善状況を把握するため、また、単価の算定方法が申込みの実態に即しているか否かについて判断するため、平成14年12月の変更申込み及び平成15年1月の定期申込みの結果を報告すること
- 2 LRICモデルによって算定される接続料に係る東西別算定の扱いが明らかになった時点で、回線工事費を東西別とするか否かについては、必要に応じて算定方法を見直すこと
- 3 GC/ZC接続に係る従量制接続料等に適用するLRICモデルが確定した際には、回線工事費の再計算を検討すること

(答 申)

平成14年10月21日付け諮問第1080号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

- (1) 協議の状況及び回線利用効率改善状況を把握するため、また、単価の算定方法が申込みの実態に即しているか否かについて判断するため、NTT東日本・西日本において、平成14年12月の変更申込み及び平成15年1月の定期申込みの結果を報告すること（考え方5、考え方7）
- (2) LRICモデルによって算定される接続料に係る東西別算定の扱いが明らかになった時点で、必要に応じて見直すこと（考え方9）
- (3) GC/ZC接続に係る従量制接続料等に適用するLRICモデルが確定した際には、NTT東日本・西日本において再計算を検討すること（考え方12）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
 (G C / I C 接続用回線の申込みルール等の見直しについて)

1 申込手続きについて	
意見	考え方
<p>意見1 「随時申込」の適用範囲を規定しているが、柔軟な対応も検討すべき。</p> <p>○ 今回、接続回線の申込に「随時申込」のスキームを導入することは、これまでの「緊急工事対応」での接続回線設定に比べ、接続事業者の費用負担の公正化を図る上で合意を得るものですが、「随時申込」の適用範囲が「トラヒックの急激な増加によって呼損が継続的に発生するおそれがある場合に限り」と限定されております。接続事業者の事業活動上、前述の適用範囲以外の理由での早期接続回線設定が必要となることもあることから、当該適用範囲については、事業者間協議の上「柔軟な対応」が可能となるよう、一部に限定したものにならないことを要望致します。(C&amp;W)</p> <p>○ 随時申込みは、従来通り接続事業者の要望に柔軟に対応していただけるよう、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損が継続的に発生するおそれがある場合に限らず対応していただきたいと考えます。        また、従来通り接続事業者側の緊急な増設や減設工事要望(期間の短縮等)に対しても、東西NTTと接続事業者との協議を踏まえ、対応していただけるものと認識しております。(KDDI)</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 随時申込については、定期申込では対応できない部分について、柔軟に対応可能とすることを目的として規定を設けたものである。接続事業者側のトラヒックの急激な増減による増減設工事の要望については、NTT東日本及びNTT西日本において、接続事業者との協議を踏まえ、柔軟に対応すべきである。        なお、「呼損が継続的に発生するおそれのある場合」とは、災害やチケット予約等の要因により一時的・突発的に発生する類のものではなく、定期申込による回線開通の時期まで放置することにより継続的に呼損が予想される場合である。</p>

2 実績トラヒック等の提出について	
意見	考え方
<p>意見2 実績トラヒック及び予測トラヒックデータの厳格な管理と目的外使用を禁止するファイアウォール措置をおくべき。</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 電気通信事業法第37条の2に規定されているとおり、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者であるNTT東日本及びNTT西日本は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することを禁止されている。</p> <p>また、接続約款第47条に規定されているとおり、NTT東日本、NTT西日本及び接続事業者は、接続にあたり相互に知り得た技術上、経営上等相关する事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととされている。</p> <p>したがって、当該トラヒック情報についても、当然、NTT東日本及びNTT西日本が目的外に使用することは認められない。</p>
<p>○ 実績トラヒック及び予測トラヒックの通知に関して、当該両情報は通信事業者の事業計画の根幹を成すものでありますので、守秘対象となる企業情報であると考えます。</p> <p>NTT東西殿においては、接続により得られた情報の目的外利用の禁止について十分ご認識いただいていると考えておりますが、当該両情報の厳格な管理及び目的外利用の禁止が徹底されるよう、ファイアウォール措置が担保されるべきと考えます。(JT)</p> <p>○ また、協議において考慮されるべき事項の具体例として、「接続事業者からNTT東西殿に通知するトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等」が定義されておりますが、「接続事業者より通知するトラヒックおよび回線数」については当該事業者が計画する新たなサービスに基づくものも含まれることも考えられ、調整協議において当該新サービスの詳細情報がNTT東西殿の知得するところとなることについては、公正競争上の観点から問題があるものと考えます。よって、NTT東西殿が接続事業者より入手できる情報の範囲については一定のルールを設けるとともに、その目的外利用については厳密なファイアウォール措置が義務付けられるべきと考えます。(Jフォン)</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 円滑な協議を可能とするため、NTT東日本及びNTT西日本においても、接続事業者に対してユニット毎の実績トラヒックの提示を行う必要がある。</p>
<p>意見3 精細な協議を可能とするため、東西NTT側からも実績トラヒック等を提示すべき。</p>	<p>○ 円滑な協議を可能とするため、NTT東日本及びNTT西日本においても、接続事業者に対してユニット毎の実績トラヒックの提示を行う必要がある。</p>
<p>○ 回線の利用効率の最適化をより精細に協議可能となるためにも、東西NTT側からも実績トラヒック等を提示していただけるものと認識しております。(KDDI)</p>	

3 回線数の調整に係る協議について	
意見	考え方
<p>意見4 十分な協議期間の設定が必要である。</p> <p>○ NTT東西殿との接続回線の設備適正化については、指定電気通信設備と既に接続している事業者（以下「既接続事業者」とします。）の事業計画に配慮し、十分な協議期間の設定が、必要と考えております。</p> <p>「十分な協議期間」に関しては、平成14年9月13日付け情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」の中でも、「余剰回線削減の協議を円滑に行うためには、平成14年度に申し込む減設に係る回線については、何らかの経過措置が採られることが望ましい。」と述べられているところです。（CTC）</p>	<p>考え方4</p> <p>○ 接続回線の調整に係る協議については、9月13日付けの情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」においてその考え方が既に示されており、9月中にはNTT東日本及びNTT西日本から各接続事業者への周知が行われ、また、本約款変更案において平成15年度上半期の回線に係る変更申込み期限を本年12月までとしていることから、協議を行うための十分な期間が確保されないとは言えない。</p> <p>ただし、接続事業者からの個別の要望については、NTT東日本及びNTT西日本において柔軟な対応がなされることが求められる。</p>
<p>意見5 協議が不調の場合は、回線工事が実施できないおそれがある。</p> <p>○ 回線数の調整に係るNTT東西殿と接続事業者との協議が不調である場合には、回線の工事が実施されず、接続事業者の事業に大きな影響を及ぼすおそれがあります。したがって、行政として、当該協議の状況をNTT東西殿より報告させ、必要な場合は改善の措置を講ずるべきと考えます。（JT）</p>	<p>考え方5</p> <p>○ 本申請において規定されるのは、あくまで回線数の調整に係る協議であり、NTT東日本及びNTT西日本に回線数を査定する権限はない。</p> <p>ただし、総務省において、協議の状況及び回線利用効率改善状況を把握するため、NTT東西において、平成14年12月の変更申込み及び平成15年1月の定期申込みの結果を報告することが適当である。</p> <p>なお、9月13日付け答申にもあるとおり、接続事業者においては、協議に誠実に対応し、過剰な回線の減設に努めることが強く求められるところであり、協議が有効に機能しなかった場合には、トランクポート等を個別負担に移行することを検討する必要がある。</p>
<p>意見6 「接続用設備の利用効率等の最適化」の具体的な定義を明らかにされたい。</p> <p>○ 接続約款の変更案によるとNTT東西殿と接続事業者との間において「接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要する」とありますが、何ををもって「接続用設備の利用効率等の最適化」と言われているのが明確でなく、NTT東西殿による裁量判断の余地が多分に残されることにより、事業者間の取扱に差が生じることも懸念されます。つきましては、「接続用設備</p>	<p>考え方6</p> <p>○ 考え方5においても述べたとおり、本申請において規定されるのは、あくまで回線数の調整に係る協議であり、NTT東日本及びNTT西日本に回線数を査定する権限はない。柔軟な回線申込みを可能とするためには、最適な回線数の定義を規定することは適当でないが、例えば、NTT東日本及びNTT西日本が過去の協議において一部</p>

の利用効率等の最適化」の具体的な定義について、事前に明らかにされるべきと考えます。(Jフォン)

の接続事業者が提案している疎通率70%を少なくとも超え、トラヒックに見合ったものとなるような水準が一つの目安となると考えられる。

4 回線工事費の設定について	
意見	考え方
<p>意見7 50Mパス単位の工事費の適用には反対。小規模な回線変更工事にも対応する工事費の単位を設定すべき。</p> <p>○ 工事費については、伝送装置・交換機工事を同一工事として扱われており、伝送装置に合わせた50Mパス単位で算定されております。既接続事業者は、効率的な回線数確保のために、主に50Mパスは変更せず交換機パスのみを増減設することになると考えられます。こうした工事にも50Mパス単位の工事費が適用されることは、効率的な回線数確保のための阻害要因になるのではないかと懸念致します。</p> <p>従いまして、既接続事業者が効率的な回線数確保のために行う、小規模回線数変更工事の実態に合わせ、伝送装置と交換機の工事費をアンバンドルしておくことが必要と考えております。(CTC)</p> <p>○ 今回の回線工事費の個別負担は、余剰回線の増加を抑え、トラヒックに応じた回線を適時設置していく効果が期待されますが、そのためには50M単位ではなく、より小さな単位での回線工事を小さな負担で行えるようにしておくことが重要であると考えます。</p> <p>特に、GC接続を行っている事業者にとっては、IC接続と異なり、トラヒックが分散するため、回線の増設は24回線(1.5M)単位で行うことが多くなります。</p> <p>(GC接続は、IC接続に比べ、接続する交換機の数が増十倍となり、交換機あたりのトラヒックが非常に小さくなる。)</p> <p>また、毎年2回の申し込みに見直されることから、半年毎の需要予測に見合う小規模な回線増設を行うことが可能となります。</p> <p>このような小規模な回線の増減設に対して、50M単位の工事費を適用することは、過大な負担を強いることとなるとともに、本来の効率的な設備構築を図る目的を阻害するものと考えられます。</p> <p>(毎年の増設が1.5Mであっても、その都度50Mの工事費を支払うこととなる)</p> <p>従って、小規模の回線申し込みを円滑に行えるようにするため、回線工事費は一律50M単位とせず、24回線(1.5M)単位等の工事費も設定すべきと考えます。(Q T Net)</p> <p>○ 東西NTTの加入者交換機とそれに対向して接続する接続事業者の交換機との間の工事は、24回線(1.5Mb/s相当)程度の小規模回線での工事が非常に多く発生するため、672回線(50Mb/s相当)ごとの料金区分</p>	<p>考え方7</p> <p>○ 単価の算定方法に起因する問題であるが、今回の算定にあたっては、NTT東日本及びNTT西日本においてネットワークの設備構築が50Mパス単位で行われ、それに応じてコストが発生することから、50Mパス単位の工事数実績で除して単価を設定しているものであり、合理的な理由に基づくものと考えられる。また、工事数実績の平均は1.5Mパスで約6パスであり、50Mパス以下の工事を実施することが一概に過大な負担となる訳ではない。</p> <p>ただし、総務省において、単価の算定方法が申込みの実態に即しているか否かについて判断するため、NTT東日本及びNTT西日本において、平成14年12月の変更申込み及び平成15年1月の定期申込みの結果を報告することが適当である。</p>

では、多大な分割損が発生するものと考えます。

従って、接続事業者側にとって分割損が生じないような実態の工事規模に即した料金を設けるべきと考えます。(KDDI)

○ 現在の NTT 東西の建設申込みによりますと回線数単位で申し込むことになっており、50M (672 回線) 単位での申込みとはなっていません。工事費の観点からみると、1 回線でも 672 回線でも同じ稼働時間を要するからこのような課金単位になっているものと類推されますが、こうしますと却って不必要な回線増設を要求されると考えられます。現在の申込みはなるべく回線増を削減しようとするため、回線単位になっていると考えられますし、臨時増設の場合、臨時工事費の支払いの要望を受けましたが、この時の費用請求の根拠(回線数に応じての費用請求と推定)とどのように今回の変更案との整合性を図るのかを含めまして、50M 単位の課金システムの再考を要望します。(KVH)

○ 適正な回線設計を行うには、ユニット毎に、小規模な回線数で、短い見直し期間での工事が必要です。

しかし、今回設定されている工事費の額(33万円)とその単位(672回線ごとに「50Mパス相当」)では、年2回全国のユニットへ小規模の回線数変更を行うと、相当な費用が必要となります。

接続事業者から見ると、回線あたりの工事単価をより安く抑えるために、ユニット毎の回線数を672回線に近い数値でしか変更しないといったことにもなりかねず、趣旨に沿わない運用を招くのではないかと危惧いたします。(結局、年2回の申込み機会を利用せず、将来において余剰回線の削減とはならない可能性がありえる。)

工事費の算定において、実績の平均値から求めたものによる結果であることは理解いたしますが、制度の趣旨に合った事業者間の運用を行うためには、申込みしやすい工事費(単位と金額)の設定が必要と考えますので、この点について考慮いただきたいと考えます。(フュージョン)

意見8 余剰回線数の適正化を目的とした減設工事は、その費用負担を求めないこととされたい。

考え方8

○ 接続回線の工事費用の負担については一定の理解を得るところではありますが、減設工事費用の負担の範囲について、事業者との接続余剰回線数の適正化を目的とした工事費用については除外すべきと考えます。これは、「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」の情報通信審議会の答申(平成14年9月13日)の中で述べられた「余剰回線の適正化」今後進めるにあたり、当該工事費用の負担があるがゆえに、

○ 接続事業者に余剰回線の減設のインセンティブを与え、NTT東日本及びNTT西日本における本申請の目的である「効率的な設備構築」を実現するためには、平成15年度上期に係る回線減設の申込みについては(工事調整の結果、工事の実施時期が下期に及んだ場合を含め)、経過措置として、NTT東日本及びNTT西日本において費用負担を求めないこととすべきである。



接続事業者側に余剰回線減設のインセンティブが働くようになる可能性が高く、余剰回線の減少が進まなくなる懸念があるものです。従い、減設工事費用の負担については、一部除外となるよう要望致します。(C&W)

- NTT東西殿への接続回線数の適正化については、「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」(平成14年9月13日 情報通信審議会 以下「答申」)において、「NTT東日本及びNTT西日本において、事業者間の協議によって余剰回線削減の調整を行うことが必要であり、次回回線申込みの状況を勘案し、(中略)、接続事業者においては、NTT東日本及びNTT西日本との協議に誠実に対応し、過剰な回線の減設に努めることが強く求められる」(答申 P28)とされたことに基づき、接続事業者側も対応を要するものと認識し、現在、弊社においても、適正化すべく検討等を行っているところです。

一方、今回の接続約款改定認可申請の工事費については、上記の通り、「平成15年3月31日」以降の工事について適用されることから、「接続回線の適正化」に係る対象工事についても、工事費を要するものとされています。

「接続回線の適正化」については、答申に基づき、各事業者が協力して、効率的な設備構築を実現するために実施するものと考えますが、その工事に費用負担を求める必然性は無いと考えます。むしろ、今後スムーズに接続回線適正化を実施するためには、工事費を適用しないことがよいと考えます。

また、今回の接続回線適正化の申込については、今回のNTT東西殿接続約款改定案の附則3において特例的に規定されている通り、答申の提言に基づく今回限りの特別措置であると認識しています。このような特別措置に新たな制度である工事費を適用することについても、合理的ではないと考えます。

つきましては、「接続回線適正化」工事には、今回新設の工事費を適用しないよう要望します。(TTNet)

- また設備適正化に関するNTT東西殿と既接続事業者の協議を有効に機能させる観点からも、「経過措置」の対象として、個別負担としない取扱いとする必要があると考えます。

- 以上より、少なくとも設備適正化に係る工事について、今回の個別負担の整理を適用することは、協議期間が全く配慮されていないことから適当でないと考えます。(CTC)

- 今回、工事費負担の基本的な考え方を改めて即座に適用することは、トランクポート等の過剰な設備の減設に努めるに当たり、接続事業者に多大な負担を強いるものとなります。

総務省においては、上記の点が確保された場合は、認可することが適当と認められる。

従って、平成14年度に行う減設の申し込みについては、回線工事費の支払いを要しないこととすべきと考えます。

また、情報通信審議会答申「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」においても次のように記載されています。

「また、平成15年度上期に向けた回線申し込みは既に終了しているため、平成15年度から個別負担とするためには、再申し込みの手続きが必要となると考えられるが、余剰回線削減の協議を円滑に行うためには、平成14年度に申し込む減設に係る回線については、何らかの経過措置が採られることが望ましい。」

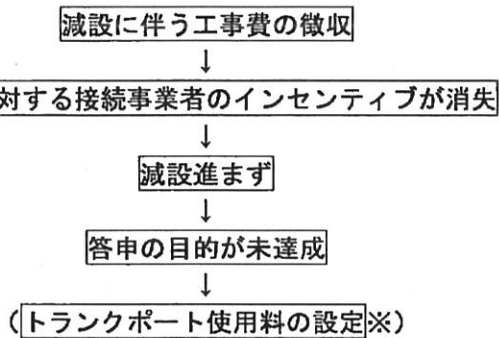
これは、従来の工事費負担の考え方を前提にした回線申し込みは、負担の考え方を変えれば、当然、申し込みの見直しがあり得ること（それを受け付けるべきこと）、さらに減設については、協議を円滑に行うために特段の経過措置が必要であることを示したものと考えられ、今回の申請内容（12月迄に行われる回線削減の申し込みに限り、全て受け付ける）では、経過措置として不十分であると考えます。（Q T N e t）

- 平成14年度中に接続事業者より申し込まれた減設工事（これに伴い発生する増設工事を含む）については、交渉の結果工事が来期に及んだ場合においても、経過措置を考慮し、従前通りの整理で工事費は発生しないものと認識しております。（K D D I）

- 「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方について」の情報通信審議会の答申（平成14年9月13日）において、回線工事費の扱いについては、  
「工事費については、（中略）個別負担とすることが適当である。これによって更なる余剰回線の増加を抑え、設備の非効率化を防ぐインセンティブとなることが期待される。また、平成15年度上期に向けた回線申し込みは既に終了しているため、平成15年度から個別負担とするためには、再申し込みの手続きが必要となると考えられるが、余剰回線削減の協議を円滑に行うためには、平成14年度に申し込む減設に係る回線については、何らかの経過措置が採られることが望ましい。」（28ページ）と記されています。

一方、今回の変更案においては、平成15年3月31日までに行われた工事については工事費の支払いを要しないとされているものの、今回のルールで本年12月申込分に関しては平成15年度上期の工事となり工事費が発生することとなっております。これは、「平成14年度に申し込む減設に係る回線については、何らかの経過措置が採られることが望ましい。」（28ページ）という答申の記載と相反しているばかりでなく、接続事業者の減設のインセンティブをそぎ、結果として、「余剰回線の削減」という答申及び今回の接続約款変更案の目的が達

成されないおそれがあると考えます。したがって、接続事業者が回線数の適正化にスムーズに取り掛かるためにも、本年12月の減設申込は費用負担の対象外とすべきと考えます。



※ 答申には、「(余剰回線削減の)協議が有効に機能しなかった場合には、トランクポート等を個別負担とすることにより早急に当該問題の解決を図ることが必要」(28ページ)と記されており、トランクポート使用料の設定は、NTT東西殿と接続事業者双方にとって本来的な目的ではないと考えます。(JT)

意見9 来年度の回線工事費は、東西別の設定になるという理解でよいか。

○ 回線工事費については、今年度適用のものに限りその他の接続料と同様東西同額もやむをえないものと思われませんが、近々申請されと思われる来年度の回線工事費についてはその他の接続料も含め東西別の設定になるものと理解しております。(C&W)

考え方9

○ LRICモデルによって算定される接続料に係る東西別算定の扱いが明らかになった時点で、必要に応じて見直すことが適当である。

意見10 NTT東西の都合による工事の場合は、当該回線工事費の適用除外を接続約款に明記すべき。

○ 現在、接続事業者側から行う接続回線の申込については、NTT東西殿に帰する要因により発生する接続回線の増減に係る申込が含まれています。例えば、ユーザー回線の収容されている交換機ユニットをNTT東西殿が自主的に変更することにより、接続時業者側も接続回線を変更するケースが該当すると考えます。

今回認可申請している工事費の新設後は、上記のようなNTT東西殿に帰する要因により発生する接続回線の増減については、工事費の負担は発生しないものと考えます。

従来は工事費負担が発生しないことから、接続事業者側が自らのニーズに合わせて申し込んでいますが、今後は上

考え方10

○ NTT東日本及びNTT西日本の都合による回線工事については、回線工事費は適用されない。なお、申請中の約款変更(案)の摘要欄において、「・・トラヒックの変動に応じて当該協定事業者との接続のために用いる接続回線数の増減が発生する場合に適用します。」と規定されている。

また、同一工事において、NTT東日本及びNTT西日本の都合による設備更改と需要変動による回線工事が行われる場合の費用負担については、需要変動による回線工事分については費用負担の対象とされるが、相当額はGC/IC接続に係る従量制接続料から控除されることとなる。

記のような接続回線の取扱いについて、明確化する必要があると考えます。

つきましては、上記のような回線を別枠で取扱うような規定、あるいは、現状とおりに接続時業者側が申込む場合においても、当該回線の工事費の適用除外について、接続約款に規定していただきたいと考えます。(TTNet)

○ NTT東西殿の設備更改に伴う工事費は発生しない旨を、約款に明記していただくことを要望します。(JT)

○ 接続回線の工事は、接続事業者の都合によるものだけでなく、NTT地域会社の設備計画等の要因で行う場合があります。

このため、接続事業者の都合でなく実施する工事については、接続事業者の負担としないことを明示すべきと考えます。(QTN et)

○ GC(加入者交換機)接続/IC(区域内中継局)接続に係る接続回線工事については、主に①需要都合による回線増減設工事、②運用面で設備更改等による回線の切替工事、③同一工事において設備更改と需要変動による回線工事があると考えております。これらの工事の費用負担については、以下のように考えます。

①需要都合による回線増設工事

事業者が需要を見込んで要望する回線工事の費用については、当該事業者が負担することでやむ無しと考えます。

②運用面での設備更改等による回線の切替工事

設備更改等による回線切替工事は、ユーザに安定的なサービスを提供するために必要最低限な工事であり、そのような位置付けの工事については、従来通り個別負担の対象外であると認識しております。

③同一工事において設備更改と需要変動による回線工事

同一工事において設備更改と需要変動による回線工事が行われる場合の費用負担については、事業者間協議により決定するものと考えます。(KDDI)

○ 弊社意見書の基本的考え方にも述べさせていただきましたが、東西NTTの都合や要望により、接続事業者がやむ無く回線工事をせざるを得ないもの(ISDNの同番移行に伴う工事等)や、東西NTTと接続事業者の業務連携による工事(回線の巻取り工事等)に関する費用につきましては、無償になるものと認識しております。(KDDI)

意見11 原価の算定根拠や特別調査の過程を明らかにすべき。

○ また、工事稼働を算出するための特別調査の過程(具

考え方11

○ 回線工事費の算定原価については、「長期増分費用モデル研究会報告書」(平成14年3月)に

体的パス数の調査方法等)や、モデルから1,678百万円の工事費を算出する過程が不明であるため、接続事業者が算定方法について詳細に検証可能となるよう工事費の算定方法をより明確にする必要があると考えます。

(KDDI)

○ 随時申込みに関する工事費は、特別調査によりモデル化して算出したとのことですが、その詳細が明示されておらず、設定された工事費の金額の妥当性が判断できません。特別調査の内容を含むより詳細な算定根拠を明示して頂く必要があると考えます。(Jフォン)

○ 定期申込み・随時申込みそれぞれの1パス当たりの標準的な工事稼働を特別調査によりモデル化したとありますが、モデル化の過程が示されていないため、工事稼働時間が妥当であるか否かの判断ができません。第一工程にA時間、第二工程にB時間というようにモデル化の過程をきちんと示していただいた上で、定期申込みと随時申込みとの差異がどこで発生しているのか等を明らかにすべきと考えます。(JT)

○ 今回のGC/IC接続回線の申込みルール等の見直しについての接続約款の変更は、NTT東西への接続を希望する電気通信事業者にとっては、接続料金の高騰になることから、十分議論されるべきであると考えられます。すなわち、情報通信審議会殿の本年10月21日付けの報道資料にありますように、「長期増分費用モデルの見直しを踏まえた接続料算定の在り方」において、接続料金の中のひとつとして、審議され回線工事費を個別負担することの必要性が指摘されたことをもって接続約款変更を認めるべきではなく、電気通信事業法第94条第一項中の第38条の2第2項の規定による接続約款の認可事項として、個別に再度検討されるべきであり、軽微な事項として審議を省略されるべきではないと考えております。このように考える理由は、接続希望事業者にとって定期に指定電気通信事業者であるNTT東西に回線増設を申し込んだ場合、原則無料の工事費の恩典を受けられたものが、今回の約款化により工事費負担が義務づけられることになり、接続希望事業者にとって初期費用とはいえ、接続料負担の増加を来すこととなります。もとより、正当な受益者負担まで拒否するものではございませんが、いま一度審議会の中で、NTT東西の掲げた工事費算定根拠が妥当性のあるものか十分に議論いただき、公平な立場で回線工事費の負担増加の妥当性を担保していただきたいものと考えております。

料金表第2表第1の2-1(33)イによれば、改正後第23条第1項又は第4項による申込みを行う場合は工事費の額がアに比べて2.04倍の金額が計上されております。その理由は、実績値が随時申込工事平均稼働分が定期申込工事平均稼働分の2.04倍かかるからであると工事

おける改訂されたLRICモデルによって、回線工事費用を含めた入力値を用いて算定したモデルコストと、これを除いた入力値を用いて算定したモデルコストの差額である。

また、特別調査については、平成12年度において発生したすべての臨時工事(220ビル)について、以下のとおり、工事総稼働を調査し、当該ビルで発生した定期工事の平均稼働との比較により算定したものである。なお、この格差については、臨時工事においては、工事設計、設備調達、要員配置等の工程を他の工事と共有することにより効率的に工事を実施することができないことから発生するものである。

(1) 特別調査の結果

ア 定期申込に係る調査

① 特別調査工事区ビル数	② 定期申込工事員(80m <sup>2</sup> 換算)	③ 定期申込工事稼働
232ビル	1,220パス	89,365人・時間

イ 随時申込に係る調査

④ 特別調査工事区ビル数	⑤ 随時申込工事員(80m <sup>2</sup> 換算)	⑥ 随時申込工事稼働
220ビル	356パス	54,601人・時間

(2) 割増率の算定

⑦ 随時申込平均工事稼働	⑧ 定期申込平均工事稼働	⑨ 随時工事割増率(⑦÷⑧)
8,951人・分/パス	4,395人・分/パス	2.04

なお、本件については、軽微事項として処理してはならず、総務省が情報通信審議会に諮問を行っているものである。

費の算定根拠で説明されています。しかし、第23条第1項は必ずしも随時の申込みではなく、定期申込みもありえることから、根拠に論理的矛盾があるように思えます。

しかしながら、これまでは臨時増設の要求に対してNTT東西から臨時処理経費として請求されていた金額は、この約款化により明確に規定されるというメリットが生まれることとなります。つまりこの臨時増設費用の明確化によって、従来緊急の回線増設のニーズを満たすために指定事業者の要求する不明確な臨時費用をそのまま受け入れざるを得なかったという問題を解消することになり、公正競争確保の観点からも望ましいと考えます。また、定期申込みの回数が従来の年1回から2回になって接続要望がより需要実態を反映したものとなる等の利点が考えられます。

上述いたしましたように、今回の接続協定変更には、幾多の利点はございますが、今回の要求の正当性を確保するためには、飽くまでも公的機関である審議会での再チェックが必要と考えられますので、斯かる公正な手続きを踏まれんことを重ねてお願い申し上げます。(KVH)

意見12 LRICモデルの確定後、工事費の見直しを行うべき。

- 今回の工事費の算定根拠となっている長期増分費用モデルは確定されていないと認識しておりますので、モデル確定の際には、工事費も見直されるべきと考えます。(JT)

考え方12

- GC/ZC接続に係る従量制接続料等に適用するLRICモデルが確定した際には、NTT東日本及びNTT西日本において再計算を検討することが適当である。ただし、平成13年度にはマイライン導入によって例年を大きく上回る回線工事が発生したことに留意し、接続約款変更の申請の可否を判断すべきである。

意見13 DSM-I、TCMのアクセスチャージに、GC交換機での工事費が含まれている場合、これらのアクセスチャージも減額すべき。

- DSM-I、TCMのアクセスチャージに、GC交換機での工事費が含まれている場合、今般当該工事費が個別負担の対象となるため、DSM-I、TCMのアクセスチャージを減額していただけるものと認識しております。(KDDI)

考え方13

- DSM-I、TCMの従量制接続料には、GC交換機へのつなぎ込みのための回線工事費は含まれていない。

5 その他

意見14 本件パブコメ期間を3週間程度とすべき

○ 本意見募集の締切日に関しまして、余裕を持って（報道発表日から3週間後程度）設定していただくことを要望します。（JT）

考え方14

○ 本件は、NTT東日本及びNTT西日本における回線工事の準備に必要な期間を考慮すると、ルールの変更を踏まえたと本年12月に申込み回線数が確定される必要があり、かつそのためには本年11月中の約款変更が必要であったことから、やむを得ず、意見招請期間を2週間としたものである。

今後はご指摘も踏まえ、できるだけ長く意見招請期間を設定することとしたい。

